

## 第36回定時株主総会資料

( 電子提供措置事項のうち法令及び定款に基づく  
書面交付請求による交付書面に記載しない事項 )

連結計算書類

連結注記表

計算書類

個別注記表

第36期（2022年4月1日から2023年3月31日まで）

株式会社プラザクリエイト本社

上記事項につきましては、法令及び当社定款第15条の規定に基づき、書面交付請求を  
いただいた株主様に対して交付する書面には記載しておりません。

なお、本株主総会におきましては、書面交付請求の有無にかかわらず、株主の皆様に  
電子提供措置事項から上記事項を除いたものを記載した書面を一律でお送りいたします。

## 連結注記表

### 1. 連結計算書類の作成のための基本となる重要な事項に関する注記等

#### (1) 連結の範囲に関する事項

連結子会社の状況

・連結子会社の数	2社
・連結子会社の名称	株式会社プラザクリエイト、株式会社ストアクロス

#### (2) 連結子会社の事業年度に関する事項

連結子会社の決算日は、連結決算日と一致しております。

#### (3) 会計方針に関する事項

##### ①重要な資産の評価基準及び評価方法

###### イ. 有価証券

その他有価証券

・市場価格のない

株式等以外のもの

時価法（評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定）によっております。

・市場価格のない株式等

移動平均法による原価法によっております。

###### ロ. デリバティブ

###### ハ. 棚卸資産

・商品

原則として時価法によっております。

・製品

主として移動平均法による原価法（貸借対照表価額は収益性の低下に基づく簿価切下げの方法により算定）によっております。

また、一部の商品は個別法による原価法（貸借対照表価額は収益性の低下に基づく簿価切下げの方法により算定）によっております。

・原材料

総平均法による原価法（貸借対照表価額は収益性の低下に基づく簿価切下げの方法により算定）によっております。

・貯蔵品

移動平均法による原価法（貸借対照表価額は収益性の低下に基づく簿価切下げの方法により算定）によっております。

最終仕入原価法（貸借対照表価額は収益性の低下に基づく簿価切下げの方法により算定）によっております。

②重要な減価償却資産の減価償却の方法

- イ. 有形固定資産  
(リース資産除く) 定額法によっております。  
なお、主な耐用年数は次のとおりであります。  
・建物及び構築物 10~47年  
・機械装置及び運搬具 5~6年  
・自社利用ソフトウェア  
見込利用可能期間（3~5年）で償却しております。  
口. 無形固定資産  
(リース資産除く)  
ハ. リース資産（借手）  
・所有権移転ファイナンス・リース取引に係るリース資産  
自己所有の固定資産に適用する減価償却方法と同一の方法を採用しております。  
・所有権移転外ファイナンス・リース取引に係るリース資産  
リース契約期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法によっております。

③重要な引当金の計上基準

- イ. 貸倒引当金 債権の貸倒れによる損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については債権の回収可能性を個別に検討して算出した貸倒見積額を計上しております。  
口. 賞与引当金 従業員の賞与の支給に備えるため、将来の支給見込額のうち当連結会計年度の負担額を計上しております。

④退職給付に係る会計処理の方法

一部の国内連結子会社は、退職給付に係る負債及び退職給付費用の計算に、退職給付に係る期末自己都合要支給額を退職給付債務とする方法を用いた簡便法を適用しております。

⑤収益及び費用の計上基準

当社グループの顧客との契約から生じる収益に関する主要な事業における主な履行義務の内容及び当該履行義務を充足する通常の時点（収益を認識する通常の時点）は以下のとおりであります。

- イ. モバイル事業 モバイル事業は、主にモバイル端末等の販売、モバイル端末等の通信サービス契約取次及びアフターサービスの提供を行っております。モバイル端末等の販売については、顧客に商品を引き渡した時点で履行義務が充足されると判断し、収益を認識しております。また、モバイル端末等の通信サービス契約取次、アフターサービスの提供については、役務の提供が完了した時点で履行義務が充足されると判断し、収益を認識しております。
- 口. イメージング事業 イメージング事業は、主にプリント関連製品の販売及びサービスの提供を行っております。プリント関連製品の販売については、顧客に製品を引き渡した時点、または到着した時点で履行義務が充足されると判断し、収益を認識しております。また、プリント関連サービスについては、役務の提供が完了した時点で履行義務が充足されると判断し、収益を認識しております。

⑥重要な外貨建の資産又は負債の本邦通貨への換算の基準

外貨建金銭債権債務は、連結決算日の直物為替相場により円貨に換算し、換算差額は損益として処理しております。

⑦重要なヘッジ会計の方法

イ. ヘッジ会計の方法

繰延ヘッジ処理によっております。

なお、金利スワップ取引のうち、「金利スワップの特例処理」（金融商品に関する会計基準注解（注14））の対象となる取引については、当該特例処理を適用しております。

ロ. ヘッジ手段と  
ヘッジ対象

ヘッジ手段……金利スワップ取引

ヘッジ対象……将来の相場（金利）の変動により将来キャッシュ・フローが変動するリスクのある借入金

ハ. ヘッジ方針

金利リスクのある借入金については、金利スワップ取引により金利リスクをヘッジしております。

二. ヘッジ有効性  
評価の方法

ヘッジ対象及びヘッジ手段について、それぞれのキャッシュ・フロー総額の変動額を比較し、両者の変動額を基礎にして検証しておりますが、ヘッジ対象及びヘッジ手段について元本、利率、期間等の重要な条件が同一である場合には、本検証を省略することとしております。

⑧その他連結計算書類作成のための重要な事項

のれんの償却方法

のれんは5年で均等償却又は一括償却しております。

及び償却期間

## 2. 会計方針の変更等

(時価の算定に関する会計基準の適用指針の適用)

「時価の算定に関する会計基準の適用指針」(企業会計基準適用指針第31号 2021年6月17日。以下「時価算定会計基準適用指針」という。)を当連結会計年度の期首から適用し、時価算定会計基準適用指針第27-2項に定める経過的な取扱いに従って、時価算定会計基準適用指針が定める新たな会計方針を将来にわたって適用することといたしました。これによる連結計算書類に与える影響はありません。

## 3. 表示方法変更に関する注記

(連結損益計算書)

前連結会計年度まで営業外収益の「その他」に含めて表示しておりました「為替差益」及び「物品売却益」は、営業外収益の100分の10を超えたため、当連結会計年度より区分掲記しております。

この結果、前連結会計年度の連結損益計算書において、営業外収益の「その他」に表示していた71,973千円は、「為替差益」2,848千円、「物品売却益」1,205千円、「その他」67,919千円として組み替えております。

## 4. 会計上の見積りに関する注記

・固定資産の減損

(1)当連結会計年度の連結計算書類に計上した金額

減損損失 249,563千円

(2)識別した項目に係る重要な会計上の見積りの内容に関する情報

①当連結会計年度の連結計算書類に計上した金額の算出方法

減損の兆候が存在すると判定された資産又は資産グループについて、当該資産の将来キャッシュ・フローに基づき減損の要否の判定を実施し、減損損失を認識すべきであると判定された資産又は資産グループについては、帳簿価額を回収可能価額まで減額しております。なお、減損の要否に係る判定単位であるキャッシュ・フロー生成単位については、他の資産または資産グループから概ね独立したキャッシュ・インフローを生成させるものとして識別される資産グループを最小単位としております。

②当連結会計年度の連結計算書類に計上した金額の算出に用いた主要な仮定

将来キャッシュ・フローに用いた主要な仮定は、部門ごとの事業計画を基礎としており、当該事業計画には携帯電話端末等の販売台数の見込み等が含まれております。

③翌連結会計年度の連結計算書類に与える影響

これらの仮定は将来の不確実な経済状況及び会社の経営状況の影響を受け、翌連結会計年度以降の連結計算書類に重要な影響を与える可能性があります。

・繰延税金資産の回収可能性

(1)当連結会計年度の連結計算書類に計上した金額

繰延税金資産 2,609千円

(2)識別した項目に係る重要な会計上の見積りの内容に関する情報

①当連結会計年度の連結計算書類に計上した金額の算出方法

将来減算一時差異及び税務上の繰越欠損金に対して、将来の事業計画を基礎とした課税所得の見積りに基づき、繰延税金資産の回収可能性を判断しております。

- ②当連結会計年度の連結計算書類に計上した金額の算出に用いた主要な仮定  
繰延税金資産の回収可能性は、将来の課税所得の見積りに基づいており、そこで重要な仮定は、重要な子会社である株式会社プラザクリエイトの売上高成長率になります。
- ③翌連結会計年度の連結計算書類に与える影響  
将来の課税所得が、経済環境の変化や収益性の低下により予想された額よりも低い場合には、翌連結会計年度以降の連結計算書類において認識する金額に重要な影響を与える可能性があります。

## 5. 連結貸借対照表に関する注記

### (1) 担保に供している資産及び担保に係る債務

#### ①担保に供している資産

建物及び構築物	24,950千円
土地	242,350千円
計	267,300千円

#### ②担保に係る債務

買掛金	17,938千円
未払金	53千円
計	17,992千円

(2) 有形固定資産の減価償却累計額 3,451,686千円

## 6. 連結損益計算書に関する注記

### (1)顧客との契約から生じる収益

売上高については、顧客との契約から生じる収益及びそれ以外の収益を区分して記載しておりません。顧客との契約から生じる収益の金額は、連結注記表「11.収益認識に関する注記 (1)顧客との契約から生じる収益を分解した情報」に記載しております。

### (2)減損損失

当連結会計年度において、当社グループは以下の資産グループについて減損損失を計上しております。

場所	用途	種類	金額(千円)
東日本地区 12店舗	店舗	建物等	47,512
関東地区 36店舗	店舗	建物等	48,031
関東地区		のれん	500
西日本地区 26店舗	店舗	建物等	77,354
西日本地区		のれん	74,360
本部等	共用資産等	建物、機械装置及び運搬具その他	1,804
合計			249,563

当社グループは、事業用資産において、事業区分をもとに、概ね独立したキャッシュ・フローを生み出す最小単位ごとに行っており、事業用資産のうち店舗資産については店舗単位で資産のグルーピングを行っています。なお、賃貸用不動産及び遊休資産については、当該資産を独立したグルーピングとしております。店舗については、営業損益が継続してマイナス等である店舗を対象に帳簿価額を回収可能価額まで減額し、当該減少額を減損損失として特別損失に計上しております。その内訳は、建物及び構築物121,975千円、のれん74,860千円、その他50,922円であります。なお、店舗の回収可能価額は、使用価値により測定しており、将来キャッシュ・フローに基づく使用価値がマイナスであるため回収可能価額は零として評価しております。また、本部等の廃棄を決定した共用資産等について帳簿価額を回収可能価額まで減額し、当該減少額を減損損失として特別損失に計上しております。その内訳は、その他1,804千円であります。

## 7. 連結株主資本等変動計算書に関する注記

### (1) 発行済株式の総数に関する事項

株式の種類	当連結会計年度期首の株式数	当連結会計年度増加株式数	当連結会計年度減少株式数	当連結会計年度末の株式数
普通株式	13,836,258株	-株	-株	13,836,258株

### (2) 剰余金の配当に関する事項

#### ①配当金支払額等

2022年6月29日開催の第35回定時株主総会による配当に関する事項

- ・配当金の総額 121,432千円
- ・1株当たり配当額 10.00円
- ・基準日 2022年3月31日
- ・効力発生日 2022年6月30日

②基準日が当連結会計年度に属する配当のうち、配当の効力発生が翌連結会計年度となるもの

2023年6月29日開催の第36回定時株主総会において次のとおり付議いたします。

- ・配当金の総額 120,785千円
- ・1株当たり配当額 10.00円
- ・基準日 2023年3月31日
- ・効力発生日 2023年6月30日

なお、配当原資については、利益剰余金とすることを予定しております。

## 8. 金融商品に関する注記

### (1) 金融商品の状況に関する事項

当社グループは、資金運用については短期的な預金等に限定し、銀行等金融機関からの借入により資金を調達しております。

受取手形及び売掛金に係る顧客の信用リスクは、与信管理規程に沿ってリスク低減を図っております。また、投資有価証券の上場株式については、四半期ごとに時価の把握を行っております。

借入金の用途は運転資金及び設備投資資金であります。なお、デリバティブは内部管理規程に従い、実需の範囲で行うこととしております。

(2) 金融商品の時価等に関する事項

2023年3月31日における連結貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、次のとおりであります。

(単位：千円)

	連結貸借対照表 計上額	時価	差額
(1) 投資有価証券 その他有価証券	16,865	16,865	—
(2) 長期貸付金（1年内回収予定含む）	67,551	64,620	△2,931
(3) 敷金及び保証金	1,187,143	1,144,023	△43,120
資産計	1,271,560	1,225,508	△46,051
(1) 長期借入金（1年内返済予定含む）	4,802,796	4,756,322	△46,473
(2) リース債務（1年内返済予定含む）	131,491	131,658	166
(3) 長期預り保証金	179,641	167,274	△12,367
負債計	5,113,929	5,055,255	△58,674
デリバティブ取引	—	—	—

(\*1) 現金は注記を省略しており、預金、受取手形及び売掛金、未収入金、買掛金、未払金、短期借入金並びに未払法人税等は短期間で決済されるため時価が帳簿価額に近似することから、注記を省略しております。

(\*2) 市場価格のない株式等は、「(1) 投資有価証券 その他有価証券」に含まれておりません。当該連結貸借対照表計上額は以下の通りであります。

(単位：千円)

区分	連結貸借対照表計上額
非上場株式	4,371
その他	22,950

(3) 金融商品の時価の適切な区分ごとの内訳等に関する事項

金融商品の時価を、時価の算定に用いたインプットの観察可能性及び重要性に応じて、以下の3つのレベルに分類しております。

レベル1の時価：同一の資産又は負債の活発な市場における（無調整の）相場価格により算定した時価

レベル2の時価：レベル1のインプット以外の直接又は間接的に観察可能なインプットを用いて算定した時価

レベル3の時価：重要な観察できないインプットを使用して算定した時価

時価の算定に重要な影響を与えるインプットを複数使用している場合には、それらのインプットがそれぞれ属するレベルのうち、時価の算定における優先順位が最も低いレベルに時価を分類しております。

① 時価で連結貸借対照表に計上している金融商品

(単位：千円)

区分	時価			
	レベル1	レベル2	レベル3	合計
投資有価証券 その他有価証券 株式	16,865	—	—	16,865

② 時価で連結貸借対照表に計上している金融商品以外の金融商品

(単位：千円)

区分	時価			
	レベル1	レベル2	レベル3	合計
長期貸付金	—	64,620	—	64,620
敷金及び保証金	—	1,144,023	—	1,144,023
長期借入金	—	4,756,322	—	4,756,322
リース債務	—	131,658	—	131,658
長期預り保証金	—	167,274	—	167,274

(注) 時価の算定に用いた評価技法及びインプットの説明

投資有価証券

上場株式は相場価格を用いて評価しております。上場株式は活発な市場で取引されているため、その時価をレベル1の時価に分類しております。

長期貸付金

長期貸付金の時価は、一定の期間ごとに区分した債権ごとに債権額を満期までの期間及び国債の利回りにより割り引いた現在価値により算定しており、レベル2の時価に分類しております。

敷金及び保証金

敷金及び保証金の時価は、償還予定時期を見積もり、国債の利回りにより割り引いた現在価値により算定しており、レベル2の時価に分類しております。

長期借入金

長期借入金の時価は、元利金の合計額を新規に同様の借入を行った場合に想定される利率で割り引いた現在価値により算定しており、レベル2の時価に分類しております。また、一部の長期借入金の時価は、変動金利によるため、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額によっているため、レベル2の時価に分類しております。

リース債務

リース債務の時価は、元利金の合計額を新規に同様のリース契約を行った場合に想定される利率で割り引いた現在価値により算定しており、レベル2の時価に分類しております。

#### 長期預り保証金

長期預り保証金の時価は、償還予定時期を見積もり、国債の利回りにより割り引いた現在価値により算定しており、レベル2の時価に分類しております。

#### 9. 賃貸等不動産に関する注記

##### (1) 賃貸等不動産の状況に関する事項

当社及び一部の子会社では、神奈川県その他の地域において、賃貸用建物（土地を含む）を有しております。

##### (2) 賃貸等不動産の時価に関する事項

(単位：千円)

連結貸借対照表計上額	時価
1,415,893	1,681,929

- (注) 1. 連結貸借対照表計上額は、取得価額から減価償却累計額及び減損損失累計額を控除した金額であります。  
2. 当連結会計年度末の時価は、主として「不動産鑑定評価基準」に基づく社外の不動産鑑定士による評価額または、自社で算定した金額（指標を用いて調整を行ったものを含む）であります。

#### 10. 1株当たり情報に関する注記

##### (1) 1株当たり純資産額

191円30銭

##### (2) 1株当たり当期純損失

△16円83銭

## 11. 収益認識に関する注記

(1)顧客との契約から生じる収益を分解した情報

主要な財又はサービス別に分解した収益の情報は以下のとおりであります。

(単位：千円)

	報告セグメント			その他	合計
	イメージング 事業	モバイル事業	計		
売上高					
物品売上	2,469,956	14,881,584	17,351,541	－	17,351,541
手数料、使用料等収入	276,595	1,000,463	1,277,058	－	1,277,058
顧客との契約から生じ る収益	2,746,551	15,882,048	18,628,600	－	18,628,600
その他の収益	498,429	－	498,429	－	498,429
外部顧客への売上高	3,244,981	15,882,048	19,127,029	－	19,127,029

(2)顧客との契約から生じる収益を理解するための基礎となる情報

連結注記表「1.連結計算書類の作成のための基本となる重要な事項に関する注記等　(3)会計方針に関する事項　⑤収益及び費用の計上基準」に記載のとおりであります。

(3)当連結会計年度及び翌連結会計年度以降の収益の金額を理解するための情報  
顧客との契約から生じた債権は以下の通りであります。

	当連結会計年度
顧客との契約から生じた債権（期首残高）	2,121,121千円
顧客との契約から生じた債権（期末残高）	1,834,685千円

## 12. 重要な後発事象に関する注記

### (株式併合及び株式併合に伴う定款の一部変更)

当社は、2023年5月9日開催の取締役会において、2023年6月29日開催予定の第36回定時株主総会（以下「本定時株主総会」といいます。）に株式併合（以下「本株式併合」といいます。）及び定款一部変更に関する議案を付議することを決議いたしました。

#### (1) 株式併合の目的

本株式併合は、当社の普通株式5株を1株に併合する株式併合を実施するものであります。

当社の株価は、東京証券取引所の有価証券上場規程において望ましいとされる投資単位の水準である「5万円以上50万円未満」の範囲を下回っており、本株式併合によりこの状況の改善を図るものであります。

#### (2) 株式併合の内容

##### ① 併合する株式の種類

普通株式

##### ② 併合の割合

5株につき1株の比率をもって併合いたします。

（2023年9月30日の株主名簿に記載又は記録された株主様の所有株式数が基準となります。）

##### ③ 効力発生日

2023年10月1日

##### ④ 効力発生日における発行可能株式総数

8,301,754株

発行可能株式総数についての定款の定めは、会社法第182条第2項に基づき、本株式併合の効力発生日に変更されます。詳細は下記(4)をご参照ください。

##### ⑤ 株式併合により減少する株式数

株式併合前の発行済株式総数(2023年3月31日現在)	13,836,258株
株式併合により減少する株式数	11,069,007株
株式併合後の発行済株式総数	2,767,251株

（注）「株式併合により減少する株式数」及び「株式併合後の発行済株式総数」は、本株式併合前の発行済株式総数及び株式の併合の比率に基づき算出した理論値であります。

##### ⑥ 1株未満の端数が生じる場合の処理

本株式併合の結果、1株未満の端数が生じた場合は、会社法の定めに基づき一括して処分し、その処分代金を端数の生じた株主様に対して、端数の割合に応じて分配いたします。

##### ⑦ 株式併合の条件

本定時株主総会において、本株式併合に関する議案が承認可決されることを条件としております。

### (3) 1株当たり情報に及ぼす影響

当該株式併合が当連結会計年度期首に行われたと仮定した場合の1株当たり情報は以下の通りです。

1株当たりの純資産額	956円50銭
1株当たりの当期純損失	△84円15銭

(注) 潜在株式調整後1株当たり当期純利益については、潜在株式が存在しないため記載しておりません。

### (4) 株式併合に伴う定款の一部変更

#### ① 発行可能株式総数の変更

##### 変更の理由

本株式併合の効力発生に伴い、会社法第182条第2項により、当社の発行可能株式総数につき、8,301,754株に減少する旨の定款の変更をしたものとみなされます。かかる点を定款の記載に反映してより明確化するため、本株式併合の効力が発生することを条件として、現行定款第6条の記載を変更するものであります。なお、本変更については、本株式併合の効力発生日である2023年10月1日をもって効力が発生する旨の附則を設け、効力発生日経過後、本附則を削除するものといたします。

#### ② 単元未満株式の買増制度導入に伴う変更

##### 変更の理由

i. 株主の皆様の株式売買における利便性を高めるため、会社法第株主の皆様の株式売買における利便性を高めるため、会社法第194条に規定する単元未満株式の買増制度を導入いたしましたく、単元未満株式についての権利の規定である第9条を変更、及び単元未満株式の買増しの規定を第10条として新設するものであります。

ii. 上記iの変更は、2023年10月1日をもって、その効力を生じるものとする旨の附則を設けるものであります。なお、本附則は2023年年10月1日経過後、これを削除いたします。

※上記i及びiiの変更は、株式併合に係る議案が原案どおり承認可決されることを条件として、本株主総会における承認時にその効力が生じるものとします。

### ③変更の内容

変更の内容は次のとおりであります。

変更の内容	(下線部分は変更箇所を示しております。)
現行定款	変更案
(商号) 第1条 当会社は、株式会社プラザクリエイト 本社と称し、英文ではPLAZA CREATE HONSHA CO.,LTD.と表示する。	(商号) 第1条 当会社は、株式会社プラザホールディングスと称し、英文ではPLAZA HOLDINGS CO.,LTD.と表示する。
(発行可能株式総数) 第6条 当会社の発行可能株式総数は、 41,508,774株とする。	(発行可能株式総数) 第6条 当会社の発行可能株式総数は、 8,301,754株とする。
(単元未満株式についての権利) 第9条 (条文省略) (新設) (新設)	(単元未満株式についての権利) 第9条 (現行どおり) (4) 次条に定める請求をする権利 (単元未満株式の買増し) 第10条 当会社の株主は、その有する単元未満 株式の数と併せて単元株式数となる株式を売渡す ことを請求（以下「買増請求」という。）するこ とができる。ただし、当会社が売渡すべき数の自 己株式を有しないときは、この限りでない。な お、買増請求をすることができる時期、請求の方 法等については、取締役会において定める株式取 扱規程による。
第10条から第40条 (条文省略)  (新設) (新設)	第11条から第41条 (現行どおり)  (附則) (経過措置) 第1条 第6条（発行可能株式総数）、第9条 (単元未満株式についての権利)、第10条 (単元未満株式の買増し)の変更は、2023年 10月1日から効力を生ずるものとする。な お、本条の規定は、2023年10月1日経過後に これを削除する。

## 個別注記表

### 1. 重要な会計方針に係る事項に関する注記

#### (1) 資産の評価基準及び評価方法

##### ①有価証券

子会社株式及び関連会社株式 移動平均法による原価法によっております。

##### その他有価証券

###### ・市場価格のない

株式等以外のもの

###### ・市場価格のない株式等

##### ②デリバティブ

#### (2) 固定資産の減価償却の方法

##### ①有形固定資産

(リース資産除く)

定額法によっております。

なお、主な耐用年数は次のとおりであります。

・建物 10～18年

・車両運搬具 4～6年

・工具、器具及び備品 2～8年

##### ②無形固定資産

(リース資産除く)

自社利用ソフトウェアについては、見込利用可能期間（3～5年）を耐用年数とする定額法によっております。

・所有権移転ファイナンス・リース取引に係るリース資産

自己所有の固定資産に適用する減価償却方法と同一の方法を採用しております。

・所有権移転外ファイナンス・リース取引に係るリース資産

リース契約期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法によっております。

#### (3) 引当金の計上基準

##### ①貸倒引当金

債権の貸倒れによる損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については債権の回収可能性を個別に検討して算出した貸倒見積額を計上しております。

##### ②賞与引当金

従業員の賞与の支給に備えるため、将来の支給見込額のうち当事業年度の負担額を計上しております。

#### (4) 収益及び費用の計上基準

当社の主な収益は、子会社から受け取る経営指導料及び事務代行手数料であります。これらの収益は、子会社への契約内容に応じた業務を提供することが履行義務であり、一定の期間にわたり当社の履行義務が充足されることから、契約期間にわたり収益を認識しております。

#### (5) 外貨建の資産及び負債の本邦通貨への換算基準

外貨建の資産及び負債は、期末日の直物為替相場により円貨に換算し、換算差額は損益として処理しております。

#### (6) ヘッジ会計の方法

##### ・ヘッジ会計の方法

継延ヘッジ処理を採用しております。なお、金利スワップ取引のうち、「金利スワップの特例処理」（金融商品に関する会計基準注解（注14））の対象となる取引については、当該特例処理を適用しております。

##### ・ヘッジ手段

金利スワップ取引

##### ・ヘッジ対象

将来の相場（金利）の変動により将来キャッシュ・フローが変動するリスクのある借入金

##### ・ヘッジ方針

金利リスクのある借入金については、金利スワップ取引により金利リスクをヘッジしております。

##### ・ヘッジ有効性

ヘッジ対象及びヘッジ手段について、それぞれのキャッシュ・フローの総額の変動額を比較し、両者の変動額を基礎にして検証しておりますが、ヘッジ対象及びヘッジ手段について元本、利率、期間等の重要な条件が同一である場合には、本検証を省略することとしております。

##### 評価の方法

## 2. 会計方針の変更に関する注記

（時価の算定に関する会計基準の適用指針の適用）

「時価の算定に関する会計基準の適用指針」（企業会計基準適用指針第31号 2021年6月17日。以下「時価算定会計基準適用指針」という。）を当事業年度の期首から適用し、時価算定会計基準適用指針第27-2項に定める経過的な取扱いに従って、時価算定会計基準適用指針が定める新たな会計方針を将来にわたって適用することといたしました。これによる当事業年度の計算書類に与える影響はありません。

## 3. 会計上の見積りに関する注記

### （1）関係会社長期貸付金の貸倒引当金

①当事業年度に関わる計算書類に計上した金額

貸倒引当金 1,892,339千円

②その他の情報

関係会社長期貸付金のうち、将来において回収が見込めない部分について貸倒引当金を設定しております。これらの見積りは、連結注記表「6. 連結損益計算書に関する注記」に記載の方法で計上された減損損失反映後の純資産額に対して、貸倒引当金を計上しております。なお、将来の不確実な経済状況及び会社の経営状況に影響を受け、実際に生じた時期及び金額が見積りと異なった場合、翌事業年度以降の計算書類において認識する金額に重要な影響を与える可能性があります。

(2) 繰延税金資産の回収可能性

①当事業年度に関わる計算書類に計上した金額

繰延税金資産 2,609千円

②識別した項目に係る重要な会計上の見積りの内容に関する情報

連結注記表「4. 会計上の見積りに関する注記 ・ 繰延税金資産の回収可能性 (2) 識別した項目に係る重要な会計上の見積りの内容に関する情報」に記載した内容と同一になります。

#### 4. 貸借対照表に関する注記

(1) 有形固定資産の減価償却累計額	49,236千円
(2) 保証債務	
関係会社の債務に対する保証	
株式会社プラザクリエイト	
仕入取引に対する債務	1,316,079千円
リース取引に対する債務	129,731千円
計	1,445,811千円

他の会社の債務に対する保証  
該当事項はありません。

(3) 関係会社に対する金銭債権及び金銭債務（区分表示したものを除く）	
その他の短期金銭債権	616,214千円
その他の短期金銭債務	10,412千円

## 5. 損益計算書に関する注記

関係会社との取引高

営業取引による取引高

売上高

営業取引以外の取引による取引高

459,000千円

179,633千円

## 6. 株主資本等変動計算書に関する注記

自己株式の数に関する事項

株式の種類	当事業年度期首の株式数	当事業年度増加株式数	当事業年度減少株式数	当事業年度末の株式数
普通株式	1,693,001株	64,700株	-株	1,757,701株

(注)自己株式の数の増加は、取締役会の決議に基づく自己株式の取得による増加分であります。

## 7. 税効果会計に関する注記

繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳

繰延税金資産

賞与引当金 896千円

貸倒引当金繰入超過額 654,749千円

関係会社株式 25,643千円

減損損失 7,051千円

税務上の繰越欠損金 5,109千円

その他 2,815千円

繰延税金資産小計 696,266千円

評価性引当額 691,157千円

繰延税金資産合計 5,109千円

繰延税金負債

その他有価証券評価差額金 1,826千円

資産除去債務の適用に伴う有形固定資産 673千円

繰延税金負債合計 2,500千円

繰延税金資産の純額 2,609千円

## 8. 関連当事者との取引に関する注記

### (1) 子会社

種類	会社等の名称	所在地	資本金又は出資金(千円)	事業の内容	議決権等の所有(被所有)割合(%)	関連当事者との関係	取引の内容	取引金額(千円)	科目	期末残高(千円)
子会社	株式会社 プラザクリエイト	東京都中央区	10,000	プリントショップの経営とフランチャイズの展開並びにWebサイトを運営 携帯販売	直接 100.0	資金の援助役員の兼任	手数料収入(注1)	458,400	売掛金	83,160
							従業員出向料(注2)	2,746,650	未収入金	532,655
							立替経費(注3)	22,700		
							受取利息(注4)	179,515	長期貸付金	9,224,179
							資金の貸付(注4)	1,500,000		
							資金の回収	1,451,700		
							貸倒引当金繰入額(注5)	439,250	貸倒引当金	1,827,778
							仕入先に対する債務保証(注6)	1,316,079	－	－
							リース取引に対する債務保証(注7)	129,731	－	－
							従業員受入出向料(注8)	15,014	未払金	9,728
子会社	株式会社 ストアクロス	東京都中央区	10,000	障害者雇用特例子会社	直接 100.0	資金の援助役員の兼任	受取利息(注4)	117		
							貸倒引当金繰入額(注5)	2,473	貸倒引当金	64,561

(2) 役員及び個人主要株主等  
該当事項はありません。

取引条件及び取引条件の決定方法等

(注) 1. 当社は、ブランド管理及び経営指導並びに管理業務の対価として、手数料収入を受け取っております。ブランド管理は、ロイヤリティとして店舗の売上高の一定割合により、経営指導及び管理業務は概ね実費に基づき、グループ会社との間で同一の合理的な基準により決定しております。

なお、ロイヤリティについては、年度売上高予算額により算出した金額を月数案分した金額にて月度の請求額とし、年度売上高実績値により算出した金額との差額を年度末において精算することとしております。

2. 従業員出向料については、当社従業員の子会社への出向に対する対価であり実費に基づいた金額であります。
3. 立替経費については、当社が子会社の諸経費を立て替えたものであり実費に基づいた金額であります。
4. 資金の貸付については、市場金利を勘案して利率を合理的に決定しております。
5. 貸倒引当金の設定については、貸付金に対して事業計画に基づき行ったものであります。
6. 通信会社等からの仕入債務に対するものであります。
7. リース取引によるリース債務に対するものであります。
8. 従業員受入出向料については、子会社従業員が当社に出向した対価であり実費に基づいた金額であります。
9. 立替経費については、子会社が当社の諸経費を立て替えたものであり実費に基づいた金額であります。

**9. 1株当たり情報に関する注記**

(1) 1株当たり純資産額	196円77銭
(2) 1株当たり当期純損失	△16円58銭

**10. 収益認識に関する注記**

(顧客との契約から生じる収益を理解するための基礎となる情報)

重要な会計方針に係る事項に関する注記「(4) 収益及び費用の計上基準」に記載のとおりであります。

**11. 重要な後発事象に関する注記**

連結注記表「12. 重要な後発事象に関する注記」に記載した内容と同一になります。

~~~~~  
(注) 記載金額は、表示数値未満の端数を切り捨てて表示しております。ただし、1株当たり情報に関する注記については、表示数値未満の端数を四捨五入して表示しております。